さらに、温暖化の進展に伴い懸念される集中豪雨等に起因する山地災害への対応、森林・林業分野に与える影響についての調査・研究等、被害先端地域における松くい虫被害の拡大防止、野生生物の生育・生息環境の変化に備えた生物の移動経路を確保する「緑の回廊」の保全・管理などの適応策を推進する。

パリ協定において、森林等の吸収源・貯蔵庫の役割の重要性が位置付けられたことを踏まえ、森林及び木材利用が地球温暖化防止に果たす役割の評価に関する国際的な検討等に積極的に参画する。

(7)　国土の保全等の推進

近年、集中豪雨等による激甚な山地災害が頻発しているほか、壮齢林での崩壊等に伴う流木災害が顕在化するなど、山地災害の発生形態が変化している。このような状況を踏まえ、山地災害を防止し、被害を最小限にとどめ、地域の安全性向上に資するため、特に、事前防災・減災対策としての治山事業を推進する。

国土保全等の推進に当たっては、流域保全の観点から、国有林と民有林を通じた計画的な事業実施、砂防事業等の他の施策との連携を進める。

①　適正な保安林の配備及び保全管理

特に公益的機能の発揮が要請される森林については、保安林として計画的に指定する。また、伐採や植栽箇所等に対する巡視等の徹底や衛星デジタル画像の活用等により保安林の効率的かつ適切な管理を推進する。山地災害危険地区の土砂流出防備保安林等の配備に当たっては、土砂流出や土砂崩壊のおそれのある森林を指定するなど適正に配備する。また、治山事業の施行地については、保安林における伐採規制や開発規制等と治山施設の維持管理を一体的に運用する。

なお、保安林以外の民有林については、１haを超える開発行為に対する許可制度を通じ、森林の土地の適正な利用を確保する。

②　国民の安全・安心の確保のための効果的な治山事業の推進

豪雨、地震、火山噴火、地すべり、流木等による山地災害を復旧・防止し、被害を最小限にとどめ、地域の安全性向上に資するため、治山施設の設置や森林の適切な整備等を行う。また、ダム上流の重要な水源地等の保安林等については、浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林の維持・造成を推進する。

これらの推進に当たっては、これまでの山地崩壊の実態分析等を踏まえ、山地災害危険地区の調査基準を見直し、山地災害が発生する危険性の高い地区の適確な把握に努める。また、航空レーザ計測等を活用した山地崩壊等のリスク評価を実施するなど、事業実施箇所の選定を適切に行い、治山施設の配置や森林整備を効率的かつ効果的に実施する。あわせて、既存施設の長寿命化対策を含む総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、在来種による緑化や治山施設への魚道の設置など生物多様性の保全に努める。

また、集落等に近接する地域で実施する治山事業に加え、山地災害危険地区に係る情報の提供等を通じて、地域における避難体制の整備等と連携し、減災に向けた効果的な事業の実施を図る。

③　森林病虫獣害対策等の推進

松くい虫被害については、高緯度・高標高地など被害先端地における防除対策の重点化や、地域の自主的な防除活動の推進を図りつつ、駆除措置・予防措置・樹種転換等の対策を適切に組み合わせた防除を引き続き実施する。また、松くい虫被害が増加している東北地方に適した抵抗性品種及び抵抗性品種同士の掛合せによる更に強い抵抗性を有する品種の開発を行い、東日本大震災で被災した海岸防災林への植栽需要の高いクロマツ等の抵抗性種苗の供給等を推進する。

ナラ枯れ被害については、被害の状況等に応じた駆除措置・予防措置、被害を受けにくい森林づくり等の取組を引き続き実施するとともに、新たな防除技術の開発に努める。

野生鳥獣による森林被害は、シカによる被害を中心に深刻化していることから、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、効果的かつ効率的な技術開発等を行うとともに、森林被害や生息状況のモニタリング結果を踏まえながら、捕獲や防除活動等を引き続き推進する。

このほか、林野火災予防のため、防火意識を高める啓発活動等を実施する。

(8)　研究・技術開発及びその普及

研究・技術開発については、社会情勢の変化や現場が抱える課題を適確に把握し、戦略的かつ計画的に進める。このため、森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略を見直し、課題と目標を明確化した上で、国、独立行政法人、都道府県及び地方独立行政法人の試験研究機関、大学・学術団体、民間企業等による産学官連携の強化、対話の促進を図る。その際、多面的機能の高度発揮に向けた森林管理技術、国産材の安定供給に向けた持続的林業システム、木材及び木質資源の利用技術、森林生物機能の高度利用について研究・開発を進めるとともに、林木育種による広葉樹を含む多様な品種開発及び育種基盤技術の強化等を推進する。また、研究・技術開発の成果については、林業普及指導事業等を通じた森林所有者等への指導、市町村行政への支援、専門知識・技術や実務経験を有する者を養成する。これらの取組を通じ、研究・技術開発に係る人材の確保と相互連携、現場への普及等を図る。

(9)　山村の振興・地方創生への寄与

地方創生が喫緊の課題となる中、我が国の森林・林業を支える山村は、高齢化・人口減少等が他地域に先駆けて進行し、集落機能を維持することが困難な地域もあるなど、依然として厳しい状況に置かれている。このような中で、山村の振興を図っていくためには、地域資源、とりわけ森林資源を活かした産業育成による就業機会の創出と所得の確保、生活環境の整備等により定住を促進し、山村に暮らす人々がいきいきと生活できるようにすることが重要である。

①　森林資源の活用による就業機会の創出

山村には、我が国の森林の約６割が賦存し、森林所有者や林業従事者等の多くが居住している。このことを踏まえれば、林業及び木材産業の成長発展なくして、山村における地方創生を図ることは困難である。

このため、本格的な利用期を迎えた森林資源を活用し、山村の主要産業である林業及び木材産業の成長産業化を推進するため、林業の生産性と経営力の向上等を図り、原木の安定供給体制を構築するとともに、木材産業の競争力強化と新たな木材需要の創出を図る。また、木質バイオマスのエネルギー利用、きのこをはじめ、竹や漆、炭等の特用林産物の生産振興、その他未利用の広葉樹の活用など、地域資源の発掘と付加価値向上等を図り、生産・販売力を強化する６次産業化等の取組を推進する。さらに、林家やＮＰＯ等が専ら自家労働等により間伐し、間伐材を活用する取組等を促進するため、伐採に係る技術の習得や安全指導等を進める。

②　地域の森林の適切な保全管理

集落周辺等の身近にある里山林、竹林等については、薪炭利用の減少や山村集落の機能低下等により、その保全管理に支障を来たすおそれがある。

このため、森林の有する多面的機能が低下することのないよう、ＮＰＯ等多様な主体との連携を図りつつ、地域住民等自らの手による継続的な保全管理と利用を促進する。

③　都市と山村の交流促進

山村に対する都市住民等の関心の高まりを踏まえ、豊かな自然環境、良好な景観等を活用し、都市から山村に人を呼び込み交流を促進する。また、交流を通じ、森林・林業に対する理解者・協力者を増やしていくこととする。

このため、森林空間をレクリエーションなどの観光や健康増進、環境教育、体験活動等の場として総合的に利用する取組を推進する。

以上のような多様な地域資源を活かして産業育成等を図る取組を先駆的に行っている地域の事例やノウハウを積極的に発信・共有することを通じ、山村振興・地方創生の取組を全国に広げていくこととする。